

愛川町国民保護計画

愛 川 町



目 次

第1編 総論	1
第1章 町の責務、計画の構成等	1
1 町の責務	1
2 町国民保護計画の作成	1
3 町国民保護計画の目的等	1
4 町国民保護計画の構成	2
5 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報の提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9 個人情報保護	4
10 外国人への国民保護措置の適用	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	5
第4章 町の地理的、社会的特徴	11
1 地理的特徴	11
2 社会的特徴	12
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	14
1 武力攻撃事態	14
2 緊急処理事態	15
第2編 平素からの備えや予防	16
第1章 組織・体制の整備等	16
第1 町における組織・体制の整備	16
1 町の各課等における平素の業務	16
2 町における体制の整備	20
3 消防機関の体制	21
第2 関係機関との連携体制の整備	23
1 基本的考え方	23
2 県との連携	23
3 近隣市町村との連携	24

4	指定公共機関等との連携	24
5	自主防災組織等に対する支援	25
第3	通信の確保	26
1	町における通信体制の整備	26
2	非常通信体制の確保	26
第4	情報収集・提供等の体制整備	27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	国民の権利利益の救済に係る手続等	30
1	国民の権利利益の迅速な救済	30
2	国民の権利利益に関する文書の保存	30
第6	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	33
3	救援に関する基本的事項	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	避難施設の指定への協力	34
6	生活関連等施設の把握等	34
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	36
1	町における備蓄	36
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
第4章	国民保護に関する啓発	37
1	国民保護措置に関する啓発	37
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	37
第3編	武力攻撃事態等への対処	38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
1	事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置	38
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
第2章	町対策本部の設置等	41
1	町対策本部の設置	41
2	通信の確保	47
第3章	関係機関相互の連携	48
1	国・県の対策本部との連携	48
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	48

3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	48
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
6	町の行う応援等	50
7	自主防災組織等に対する支援等	50
8	住民への協力要請	50
第4章	警報及び避難の指示等	52
第1	警報の伝達等	52
1	警報の内容の伝達等	52
2	警報の内容の伝達方法	53
3	緊急通報の伝達及び通知	53
第2	避難住民の誘導等	54
1	避難の指示の通知・伝達	54
2	避難実施要領の策定	54
3	避難住民の誘導	56
4	避難の基本的事項	58
第5章	救援	61
1	救援の実施	61
2	救援の内容	61
3	救援の際の物資の売渡し要請等	65
4	関係機関との連携	66
第6章	安否情報の収集・提供	67
1	安否情報の収集	67
2	県に対する報告	68
3	安否情報の照会に対する回答	68
4	日本赤十字社に対する協力	69
第7章	武力攻撃災害への対処	70
第1	武力攻撃災害への対処	70
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	70
2	武力攻撃災害の兆候の通報	70
第2	応急措置等	71
1	退避の指示	71
2	警戒区域の設定	71
3	応急公用負担等	72
4	消防に関する措置等	73
第3	生活関連等施設における災害への対処等	75
1	生活関連等施設の安全確保	75
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	75
第4	NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処等	77
1	NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処	77

第8章	被災情報の収集及び報告	80
1	被災情報の収集及び報告	80
第9章	保健衛生の確保その他の措置	81
1	保健衛生の確保	81
2	廃棄物の処理	82
第10章	国民生活の安定に関する措置	83
1	生活関連物資等の価格安定	83
2	避難住民等の生活安定等	83
3	生活基盤等の確保	83
第11章	特殊標章等の交付及び管理	84
1	特殊標章等の意義	84
2	国民保護法で規定される特殊標章等	84
3	特殊標章等の交付及び管理	84
4	特殊標章等に係る普及啓発	85
第4編	復旧等	86
第1章	応急の復旧	86
1	基本的考え方	86
2	公共的施設の応急の復旧	86
第2章	武力攻撃災害の復旧	87
1	国における法制整備等を踏まえた復旧の実施	87
2	町が管理する施設及び設備の復旧	87
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	88
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	88
2	損失補償及び損害補償	88
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	88
第5編	緊急対処事態への対処	90
1	緊急対処事態	90
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	90

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおり。

1 法令名等

用 語	定 義 等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成 16 年条約第 12 号）
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 16 年厚生労働省告示第 343 号）
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知

2 機関名等

用 語	定 義 等
町緊急対処事態対策本部	愛川町緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの
町	愛川町長及びその他の執行機関
町対策本部	愛川町国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの
町対策本部長	愛川町国民保護対策本部長（愛川町長）
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
知事	神奈川県知事
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの

国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛施設庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

3 その他

用語	定義等
警察官等	警察官又は自衛官
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
NBC 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃 Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報

	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
町国民保護計画	国民保護法第35条に基づき町が作成する町の国民の保護に関する計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）
生活関連等施設	① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所） として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、災害復旧計画等について定めた計画
特定物質	救援の実施に必要な物質であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの

武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】（政府見解）</p> <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態</p> <p>その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの</p>
防災	<p>国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急処理事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為。</p> <p>災害対策基本法等に基づく対策等</p>

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、町は次のとおりその責務を明らかにし、町の国民の保護に関する計画を作成する。

1 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 町国民保護計画の作成

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、町国民保護計画を作成する。

3 町国民保護計画の目的等

(1) 町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、町の国民保護措置の実施体制、町が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において町の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画には、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

ア 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 上記のほか、町長が必要と認める事項

- (3) 町国民保護計画の対象となる者
町内に居住又は滞在している者

- (4) 町国民保護計画の対象地域
町内全域（町域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

4 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。

5 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、愛川町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び町国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、町は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報の提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 個人情報の保護

町は、国民保護措置を実施するに当たり、個人情報の保護に留意する。

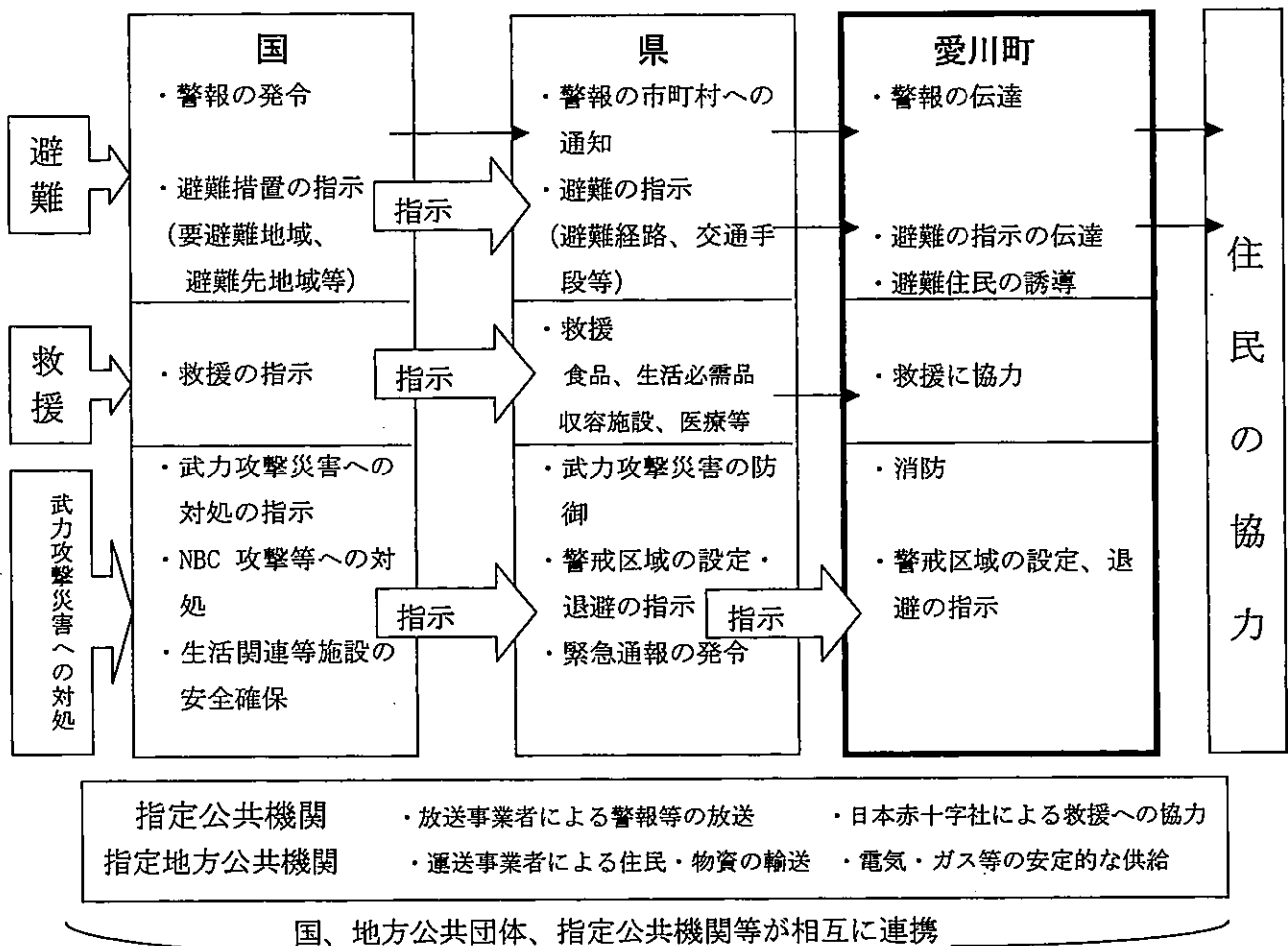
10 外国人への国民保護措置の適用

町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 町

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する

措置の実施

- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 神奈川県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 神奈川県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び神奈川県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関（【 】は指定行政機関）

- (1) 関東管区警察局【警察庁】
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局【総務省】
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）【財務省】
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- (4) 横浜税関【財務省】

輸入物資の通関手続

- (5) 関東信越厚生局【厚生労働省】
救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局【厚生労働省】
被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局（神奈川農政事務所）【農林水産省】
 - ア 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）【林野庁】
武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局【経済産業省】
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部【原子力安全・保安院】
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）【国土交通省】
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）【国土交通省】
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）【国土交通省】
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部【国土交通省】
航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区气象台（横浜地方气象台）【気象庁】
気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）【海上保安庁】
 - ア 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(17) 関東地方環境事務所【環境省】

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(18) 横浜防衛施設局（横須賀防衛施設事務所、座間防衛施設事務所）【防衛施設庁】

- ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関

(1) 日本赤十字社

- ア 救援への協力
- イ 救援に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
- ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

(2) (独) 国立病院機構

医療助産等救護活動の実施

(3) 公共的施設管理者（東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株））

- ア 道路の適切な管理
- イ 道路の応急復旧

(4) 電気事業者（東京電力（株）、電源開発（株））

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(5) 東京瓦斯（株）

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(6) バス事業者（小田急バス（株）、神奈川中央交通（株）、京浜急行バス（株）、東急バス（株）、東都観光バス（株））

避難住民の運送の確保

(7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）、京浜急行電鉄（株）、相模鉄道（株）、東京急行電鉄（株））

- ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(8) 内航海運事業者（井本商運（株）、近海郵船物流（株））

緊急物資の運送の確保

(9) トラック事業者 (佐川急便 (株)、西濃運輸 (株)、日本通運 (株)、福山通運 (株)、ヤマト運輸 (株))

緊急物資の運送の確保

(10) 電気通信事業者 (東日本電信電話 (株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)、KDDI (株)、ソフトバンクテレコム (株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル (株))

ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力

イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

(11) 放送事業者 (日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網 (株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)

警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送

(12) 日本銀行

ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(13) 日本郵政公社

ア 郵便の送達の確保

イ 窓口業務の維持

6 指定地方公共機関

(1) (社)神奈川県医師会、(社)神奈川県歯科医師会、(社)神奈川県薬剤師会、(社)神奈川県看護協会

ア 医療助産等救護活動の実施

イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(2) 神奈川県道路公社

ア 道路の適切な管理

イ 道路の応急復旧

(3) ガス事業者 (厚木瓦斯 (株))

ア 施設の整備及び点検

イ 被災地に対する燃料供給の確保

ウ 被災施設の応急復旧

(4) (社)神奈川県バス協会

避難住民の運送の確保

(5) 鉄道事業者 (伊豆箱根鉄道 (株)、江ノ島電鉄 (株)、湘南モノレール (株)、箱根登山鉄道 (株)、横浜高速鉄道 (株)、横浜新都市交通 (株))

ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保

イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(6) (社) 神奈川県トラック協会

緊急物資の運送の確保

(7) 放送事業者（(株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 町の地理的、社会的特徴

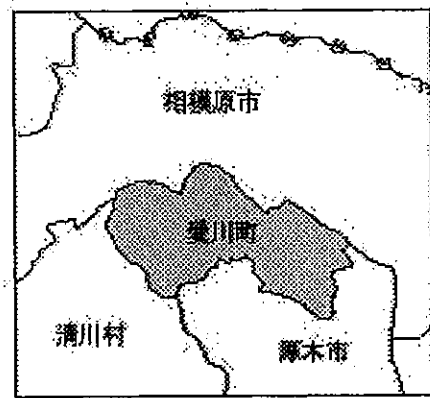
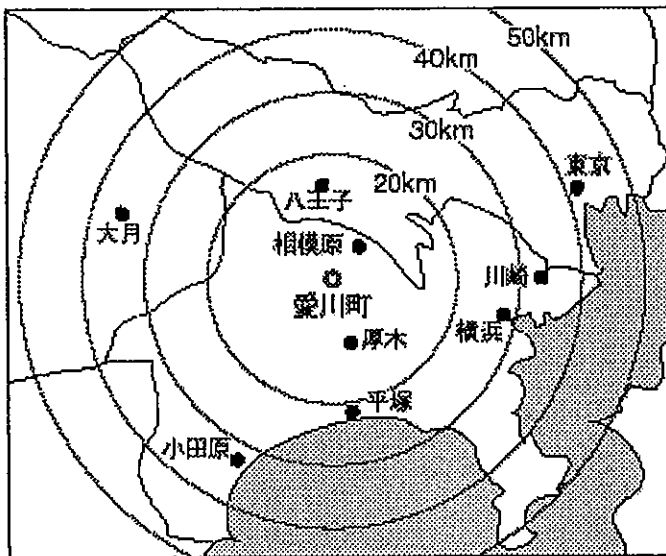
町が国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な町の地理的、社会的特徴は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 位置

本町は、神奈川県中央北部に位置し、東西約10km、南北約6.7kmの中央部がくびれたひょうたん型をした総面積34.29km²の町である。東京から50km圏内、横浜から30km圏の位置にある。

位置図

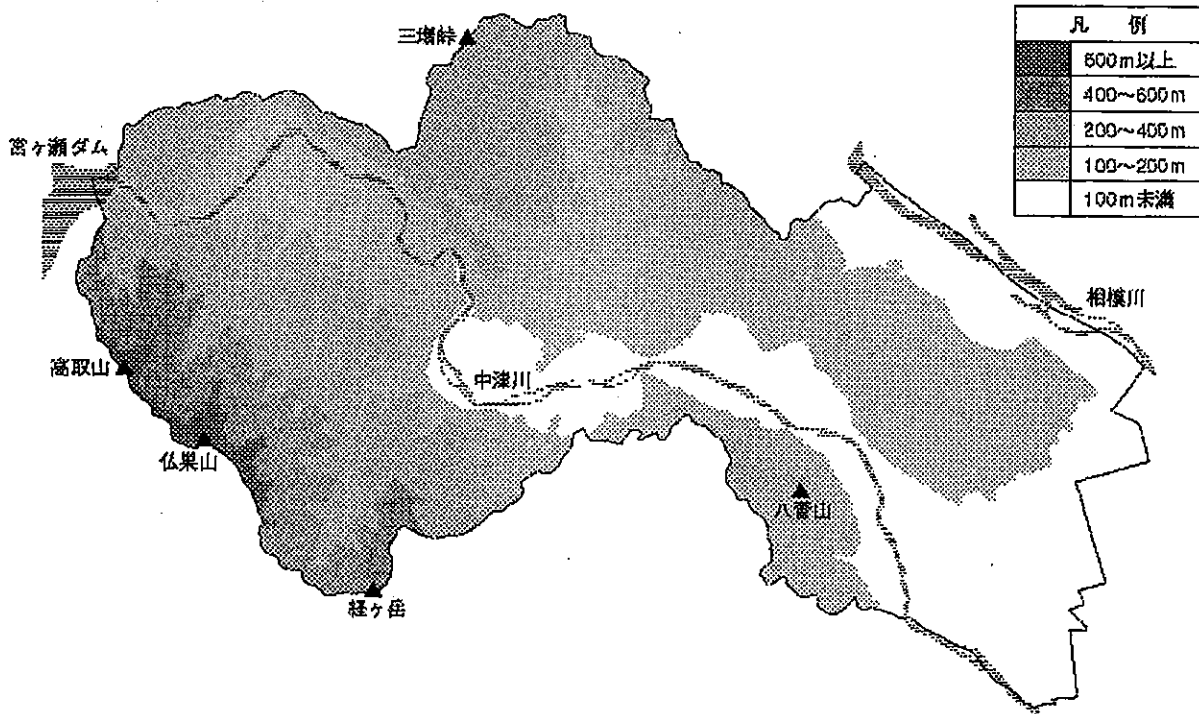


(2) 土地・地勢

本町は、町域の約4割を山林が占め、地形は山地・台地・低地に分けられる。西に丹沢山塊東端の標高747mの仏果山を最高峰とする山並みが連なり、北の三増峠や南の八菅山など標高200mから300mのゆるやかな丘陵が町の西側を取り囲むように続いている。

町の中央を丹沢山塊を源とする中津川が貫流して川沿いに低地をつくり、中津川と東端を流れる相模川にはさまれた中央部から東部にかけて、標高100m前後の台地が広がっている。

地勢図



(3) 気候

気候は、年間平均気温15℃前後と比較的温暖であるが、夏期と冬期の寒暖差は大きく、また年間平均の降水量約1,900mm、湿度約70%で冬期乾燥夏期多雨型（南関東型気候）となっている。

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本町の住民基本台帳法にもとづく登録人口及び外国人登録人口は、平成19年1月1日現在、43,941人（男22,786人、女21,155人）でありこのうち、外国人登録法に基づく登録人口は、2,701人と全体の6.15%を占めている。

人口密度は、1km²当たり1,281人で、人口分布は、中津地区58.6%、愛川地区28.6%、高峰地区12.8%となっており、市街地化の進んでいる中津地区に集中している。

平成12年国勢調査の結果では、昼間人口は、40,153人、夜間人口は、42,749人となっており、昼夜間人口比率は、93.9である。

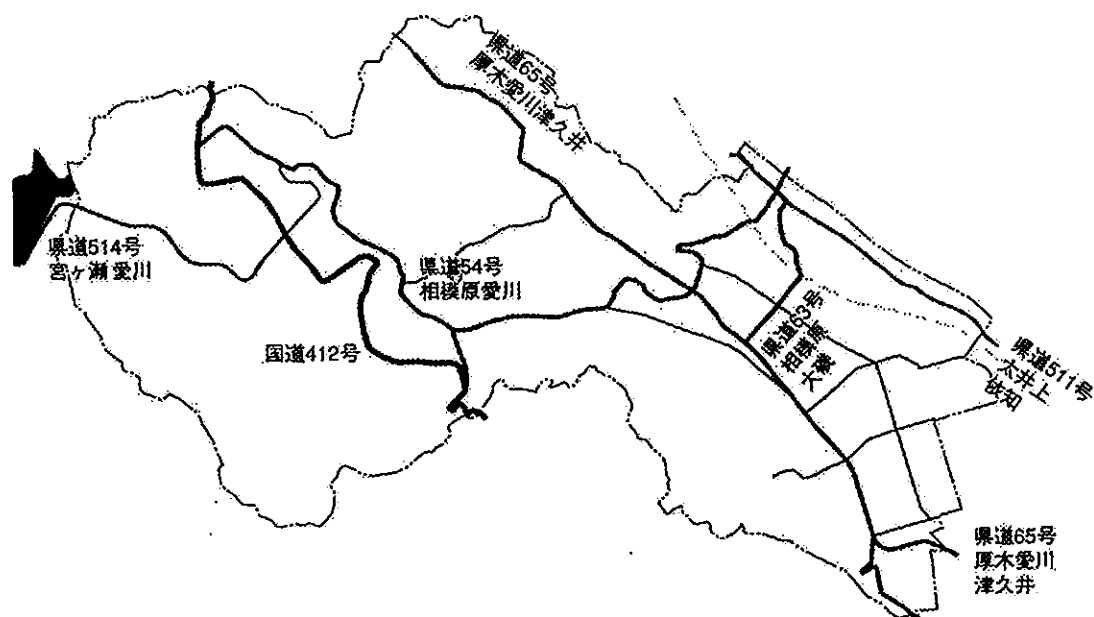
さらに、町外を従業地・通学地として本町から流出している人口は、12,628人（うち通勤10,717人、通学1,911人）、本町を従業地・通学地として町外から流入している人口は、10,032人（うち通勤9,774人、通学258人）で、流出超過人口は、2,596人となっている。

(2) 交通

町域内には鉄道がなく、小田急線や相鉄線・JR 横浜線・JR 相模線・京王線などを利用するためには、路線バスや自家用車が必要となっており、通勤・通学時には交通渋滞により多くの時間を要している。

広域道路体系は、国道412号及び県道5路線によって構成され、特に国道412号は半原台地を縦貫し、東名高速道路と中央自動車道を結ぶ重要な広域幹線となっている。また、県道54号（相模原愛川）、県道63号（相模原大磯）、県道65号（厚木愛川津久井）、県道511号（太井上依知）、県道514号（宮ヶ瀬愛川）の各路線は相互に連絡し、周辺都市とを結ぶ幹線道路となっている。また、首都圏中央連絡自動車道として、相模川沿いにさがみ縦貫道路の整備が進められており、将来的に交通の利便性は一層高まるものと見込まれる。

道路網図



(3) その他

本町の北西部の清川村及び相模原市との境に、首都圏最大の相模川水系宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）及び副ダムの石小屋ダムと発電所がある。

さらに南東部には、厚木市にまたがり区域面積234ha、事業所数が150社に及ぶ県内陸工業団地が所在し、本町産業の中心となっている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。なお、この4類型は、国の基本指針において想定されている武力攻撃事態である。

(1) 着上陸侵攻

特徴

ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

イ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

ア 突発的に被害が発生することも考えられる。

イ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。

ウ NBC（核・生物・化学）兵器やダーティーボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

ア 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。

イ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。

イ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。
なお、この事態例は、国の基本指針において想定されている緊急処理事態である。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の配備体制について定める。

1 町の各課等における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

消防本部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護措置の総括に関する事・ 町国民保護協議会の運営に関する事・ 町対策本部の体制に関する事・ 町国民保護計画に関する事・ 関係機関との連絡調整に関する事・ 町区域内における国民保護措置の総合調整に関する事・ 自主防災組織の連絡調整、支援に関する事・ 非常通信体制の整備に関する事・ 警報、避難の指示等の連絡体制の整備に関する事・ 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事・ 安否情報の収集体制の整備に関する事・ 研修、訓練及び国民保護の普及啓発に関する事・ 避難及び救援に関する体制の整備に関する事・ 避難施設等の指定に関する事・ 生活関連等施設の把握、安全確保に関する事・ 物資・資機材の備蓄及び供給体制の整備に関する事・ ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整等に関する事・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事・ 応急活動体制の整備に関する事・ 生活必需品供給体制の整備に関する事・ 労務供給、広域応援体制の整備に関する事
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物質等の保安対策に関する事 ・災害時要援護者対策に関する事 ・災害ボランティアの支援に関する事 ・各課等間との調整に関する事 ・運送の調査、計画、手配等体制整備に関する事 ・特殊車両の通行許可に要する調査等に関する事 ・応急公用負担の体制整備に関する事 ・義援金の受付収納、配布体制の整備及び救援物資の収配体制の整備に関する事 ・町役場仮庁舎、現地対策本部の設置場所等に関する体制の整備に関する事
<p>総務課 選挙管理委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の体制に関する事 ・町各課等間の調整に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制の整備に関する事 ・職員の活動支援、安否、補償等に関する体制の整備に関する事 ・職員の参集基準、動員計画に関する事 ・義援金の受付収納、配布体制の整備及び救援物資の収配体制の整備に関する事 ・災害広報、広聴体制の整備に関する事 ・労務供給、広域応援体制の整備に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事
<p>企画政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施策・事業の総合調整に関する事 ・ボランティアとの連携体制の整備に関する事 ・国民保護措置関係予算その他財政に関する事 ・国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事 ・外国人の保護に関する体制整備に関する事
<p>行政推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収集すべき災害情報の整理体制の整備に関する事 ・国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事
<p>管財契約課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町の所有財産の現況把握に関する事 ・庁内電源及び通信線（電話）確保対策に関する事
<p>税務課・会計班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集、提供体制の整備に関する事 ・避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等に関する事
<p>福祉支援課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者に対する支援体制の整備に関する事 ・生活必需品等の供給体制の整備に関する事 ・福祉ボランティアとの連携体制の整備に関する事 ・避難所の運営体制の整備に関する事 ・入浴施設、トイレ等の体制整備に関する事

子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所園児の避難・救援等に関する体制整備等に関する事 ・ 保育所園児の応急保育に関する体制整備等に関する事 ・ 給食用施設・資機材の整備に関する事
健康長寿課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者に対する支援体制の整備に関する事 ・ 生活必需品等の供給体制の整備に関する事 ・ 食品衛生、水質検査等の体制整備 ・ 福祉ボランティアとの連携体制の整備に関する事
国保医療課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護体制の整備に関する事 ・ 防疫・保健衛生、健康維持、助産体制の整備に関する事 ・ 救援に関する医療関係団体等との調整に関する事 ・ 医薬品等の備蓄に関する事 ・ 医薬品等の調達体制の整備に関する事 ・ 救護所運営体制の整備に関する事
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通確保体制の整備に関する事 ・ 死体処理、火葬、埋葬の体制整備に関する事 ・ 安否情報の収集、提供等の体制の整備に関する事 ・ 住民相談体制の整備に関する事 ・ 交通情報の収集体制の整備に関する事
環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ごみ処理体制の整備に関する事 ・ し尿処理体制の整備に関する事 ・ 災害廃棄物等の処理体制の整備に関する事 ・ 公害の検査体制の整備に関する事
農政課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主食の調達・斡旋体制の整備に関する事 ・ 農林水産業関係の被害調査、対策に関する体制の整備に関する事 ・ 農道の状況確認、情報提供体制の整備に関する事 ・ 家畜防疫、へい獣処理等の体制整備に関する事 ・ 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等の体制整備に関する事 ・ 家畜飼料の調達、斡旋体制の整備に関する事
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における生活必需品供給の民間協力体制の整備に関する事 ・ 商工業関係者の被害調査、対策に関する体制の整備に関する事 ・ 就職支援に係る体制整備等に関する事 ・ 観光施設等との連絡調整に関する事 ・ 生活関連物資等の価格安定体制の整備に関する事 ・ 生活必需品供給の民間協力体制の整備に関する事

<p>道路課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の運送施設（道路）の把握、確保、情報提供、除雪等の体制の整備に関する事 ・ 狹隘道路等の整備に関する事 ・ 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関する調査、計画、資機材、体制等の整備に関する事 ・ 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等に関する事 ・ 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等に関する事 ・ 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等に関する事 ・ 特殊車両の通行許可に要する調査等に関する事 ・ 救出用資機材を有する関係機関との救出体制の整備に関する事 ・ 落下物等の対策に関する事 ・ 建設業団体との連絡調整に関する事
<p>都市施設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の確認申請時における情報提供に関する事 ・ 土地利用の誘導に関する事 ・ 応急仮設住宅等の手配、建設、供与体制の整備に関する事 ・ 建設の制限、緩和等に関する体制整備等に関する事 ・ 被災者住宅の再建支援制度等の整備に関する事 ・ 町営住宅の調査、提供、応急復旧準備に関する事 ・ 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達体制の整備に関する事
<p>下水道課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事 ・ し尿処理体制の整備に関する事
<p>水道事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン施設（上水道）の機能の確保に関する事 ・ 災害用、漏水用資機材の備蓄に関する事 ・ 災害用、漏水用資機材の調達体制の整備に関する事 ・ 給水体制の整備に関する事
<p>消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難活動体制の整備に関する事 ・ 避難誘導體制の整備に関する事 ・ 救出・救助体制の整備に関する事 ・ 武力攻撃災害への対処に関する事 ・ 消火活動に関する事

教育委員会教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における国民保護教育に関すること ・児童生徒の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等に関すること ・児童生徒の応急処置等の対応のしかたに関する調査、計画、体制整備等に関すること ・給食用施設・資機材の整備に関すること ・学校教育施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等に関すること ・避難所の運営体制の整備に関すること
教育委員会生涯学習課・教育委員会スポーツ・文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習における防災教育・研修に関すること ・避難所運営体制の整備に関すること ・社会教育施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等に関すること ・文化財の保護に関すること
議会事務局、監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会に関すること
各課等共通	<ul style="list-style-type: none"> ・上の定めによるほか、各課等において、必要に応じて、所要の対策を講ずるための備えに努める。

2 町における体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、町対策本部の本部長（以下「町対策本部長」という。）である町長との連絡体制を確立できるよう次の体制をとる。

ア 当直体制

24時間当直体制に当たっている町消防署通信員による体制を充てる。

イ 幹部職員の即時参集体制

町幹部職員宅に設置してある戸別受信機及び携帯電話等による連絡体制を充実し、緊急参集できる体制をとる。

さらに、総務課及び消防本部職員は、常時携帯電話等による連絡網を充実し、緊急参集できる体制をとる。

(2) 町の体制及び職員の参集基準

町は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、下記の体制を定める

【職員参集基準】

体制	参集基準
①情報収集体制	総務課及び消防本部職員が参集
②危機管理対策本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	町の全課等での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	
事態認定後	町対策本部設置の通知がない場合	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課等での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	町対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(3) 参集職員の所掌事務

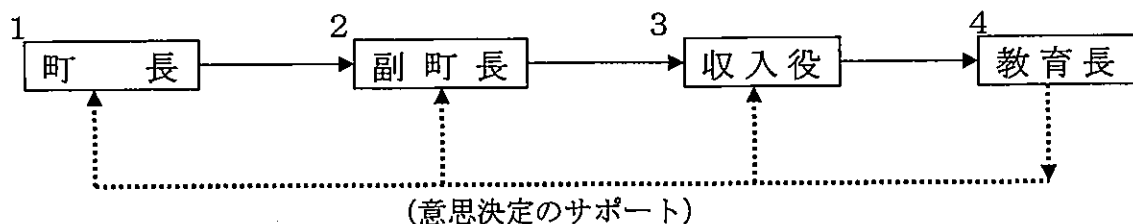
町は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(4) 対策本部室の機能確保

町は、町対策本部となる対策本部室について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保する。

(5) 町長不在及び連絡がとれない場合の対応

町長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者は、次の図に掲げる順とする。



3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部

及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連携体制を整備する。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 関係機関の連絡先の把握

町は、関係機関の連絡先について、随時、情報の更新を行う。なお、関係機関の連絡先は資料編に掲げているとおりである。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

町は、警報の内容、避難経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

町は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

関係機関との協定一覧表は、資料編に掲げたとおりである。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等による通信の確保を図る。

1 町における通信体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

2 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、町は、高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）に留意しながらデータベース（コンピューターでの情報集積）化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備充実を図る。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮し、施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための準備

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下、【収集・報告すべき情報】参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報収集様式（様式資料編に添付）により、円滑に収集できるよう必要な準備をする。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

（2）安否情報提供のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

（2）担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る手続等

町は、国民保護措置の実施に伴う国民の権利利益の救済に係る手続（損失補償、不服申立て、訴訟など）について、可能な限り迅速に処理するため、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに迅速に処理する体制を整備する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法159①)	特定物資の収用に関する事（法81②）
	特定物資の保管命令に関する事（法81③）
	土地等の使用に関する事（法82）
	応急公用負担に関する事（法113①・⑤）
損害補償 (法160)	国民への協力要請によるもの (法70①・③、法80①、法115①、法123①)
不服申立てに関する事（法6、法175）	
訴訟に関する事（法6、法175）	

※条文は、資料編に掲載

2 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修の実施

町は、国、県、関係機関等と連携し、職員、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置について研修を行う。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- ウ 町は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- エ 町は、県と連携し、学校、病院、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- オ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施などに留意する。
- カ 町は、訓練後に第三者による評価を行うとともに、参加者から意見を聴取することにより、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、町の地図、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する（資料編に掲載）。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応ノウハウを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉課、長寿課など関係部局を中心とした横断的な災害時要援護者支援体制を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら民間事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や保育園及び事業所との連携

町は、学校や保育園及び大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては学校や保育園及び事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や保育園及び各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成したマニュアルを参考に、観光客などについて配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や、町が県の行う救援を補助する場合に備え、町が行う救援について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連携体制を整備する。

また、町長は、町が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町は、必要に応じ、県警察等に対し、支援を求める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物

	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（薬事法）
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、国民保護措置の実施のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、体制の整備に努める。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、自らが管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を適切に保存するとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、国民保護に関する啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と併せ、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 小中学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、住民が武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、応急手当のさらなる普及、啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

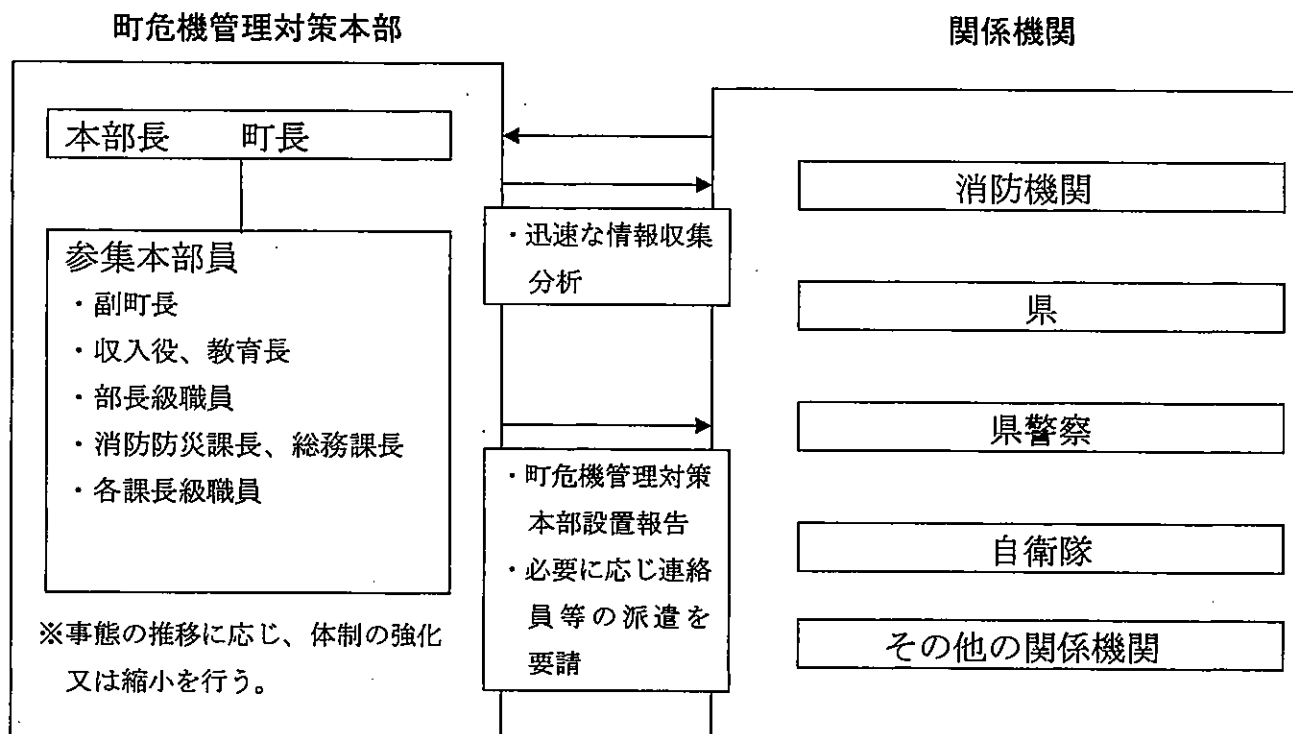
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置

(1) 危機管理対策本部等の設置

ア 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、愛川町危機管理対策本部（以下「町危機管理対策本部」という。）を設置する。

【町危機管理対策本部構成図】



イ 「町危機管理対策本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町危機管理対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、町危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、「町危機管理対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 町対策本部への移行

町は、「町危機管理対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、「町危機管理対策本部」を廃止するとともに、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行する。

(5) 町対策本部に移行する場合の調整

町は、前記(4)の場合において、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じているときは、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して町対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本町の

区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町長を本部長とする町対策本部を設置する。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町消防庁舎3階大会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、確認する。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食品、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき指定の要請

町長は、町対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき旨の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織及び機能

町対策本部の組織及び機能は次のとおりとする。

【町対策本部の組織】



【各部における業務】

部	班	分担業務
統括部	消防本部班 総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部会議の運営に関する事項 ・国民保護措置の総括 ・情報広報部が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各部に対する具体的な指示 ・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・通信回線や通信機器の確保 ・派遣要請に関する事項 ・緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関する事項 ・町が行う国民保護措置に関する調整 ・警報、避難の指示に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・避難実施要領の策定 ・町区域内における国民保護措置の総合調整に関すること ・自主防災組織の連絡調整に関すること ・生活関連等施設の安全確保に関すること ・ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関すること ・応急活動体制に関すること ・危険物質等の保安に関すること ・各部間との調整に関すること
情報広報部	総務班 企画政策班 行政推進班 管財契約班 税務班 会計班 議会事務局班 選挙管理委員会事務局班 監査委員事務局班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、整理及び集約に関すること ・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動 ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること ・職員の活動支援、安否、補償等に関すること ・町役場仮庁舎、現地対策本部の設置場所等に関すること ・義援金の受付収納、配布及び救援物資の収配に関すること ・写真等による情報の記録、収集等に関すること ・災害広報、広聴に関すること ・労務供給、広域応援に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・国民保護措置関係予算その他財政に関すること ・国民の権利利益の救済に関すること ・外国人の保護に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・町の所有財産の管理等に関する事 ・費用の出納及び物品の調達に関する事 ・安否情報の収集、提供等に関する事
住民部	福祉支援班 子育て支援班 健康長寿班 国保医療班 住民班 商工観光班 長寿班 教育委員会教育 総務班 教育委員会生涯 学習班 教育委員会スポ ーツ・文化振興 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者に対する支援に関する事 ・給食用施設・資機材に関する事 ・生活必需品等の供給に関する事 ・災害ボランティアとの連携に関する事 ・戸籍、住民登録、外国人登録等に関する事 ・交通確保に関する事 ・死体処理、火葬、埋葬に関する事 ・避難誘導、救援に関する事 ・特殊標章等の交付及び管理に関する事 ・保育所園児の避難・救援等に関する事 ・保育所園児の応急保育に関する事 ・医療救護に関する事 ・防疫・保健衛生に関する事 ・救援に関する医療関係団体等との調整に関する事 ・避難所の運営に関する事 ・備蓄医薬品等に関する事 ・医薬品等の調達に関する事 ・救護所の運営に関する事 ・入浴施設、トイレ等に関する事 ・住民の健康維持、保健衛生に関する事 ・食品衛生、水質検査等に関する事 ・運送の調査、計画、手配に関する事 ・運送に関する事 ・商工業関係者の被害調査、対策に関する事 ・就職支援に関する事 ・生活関連物資等の価格安定に関する事 ・児童生徒の避難、救援等に関する事 ・教育施設等の状況把握、対策、提供に関する事 ・文化財の調査、保護に関する事
復旧支援部	環境班 農政班 道路班 都市施設班 下水道班 水道事業班 農業委員会事務 局班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ処理に関する事 ・し尿処理に関する事 ・災害廃棄物等の処理に関する事 ・食品の給与、確保に関する事 ・農林水産業関係の被害調査、対策に関する事 ・農道の状況確認、情報提供に関する事 ・家畜防疫、へい獣処理等に関する事 ・漂流物等に関する情報収集、保管、対処に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ・所管の輸送施設（道路）の把握、確保、情報提供、除雪等に関する事 ・武力攻撃災害の応急復旧に関する事 ・公共土木施設等の状況把握、対策に関する事 ・用地の確保、土地の使用・提供等に関する事 ・危険箇所、支障となる工作物の除去に関する事 ・土木資機材等の手配に関する事 ・特殊車両の通行許可に関する事 ・救出用資機材を有する関係機関との調整に関する事 ・応急公用負担に関する事 ・建設業団体との連絡調整に関する事 ・応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関する事 ・建設の制限、緩和等に関する事 ・被災者住宅の再建支援制度等に関する事 ・町営住宅の調査、提供、応急復旧に関する事 ・ライフライン施設（上水道）の機能の確保に関する事 ・ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事 ・給水に関する事
救助部	消防班（消防署） 消防班（消防団）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難活動体制の整備に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 ・救出・救助体制の整備に関する事 ・交通確保体制の整備に関する事 ・復旧に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助含む。） ・危険物質等の保安に関する事 ・消火活動

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 各種通信手段の利用

町は、電話、防災行政無線等が利用不能となった場合、神奈川地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、通信の確保を図る。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事及びその他の執行機関（以下「県」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、

努めて当該区域を担当区域とする神奈川地方協力本部長又は町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 町長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を定めて委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、

知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、民間事業者等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請

を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

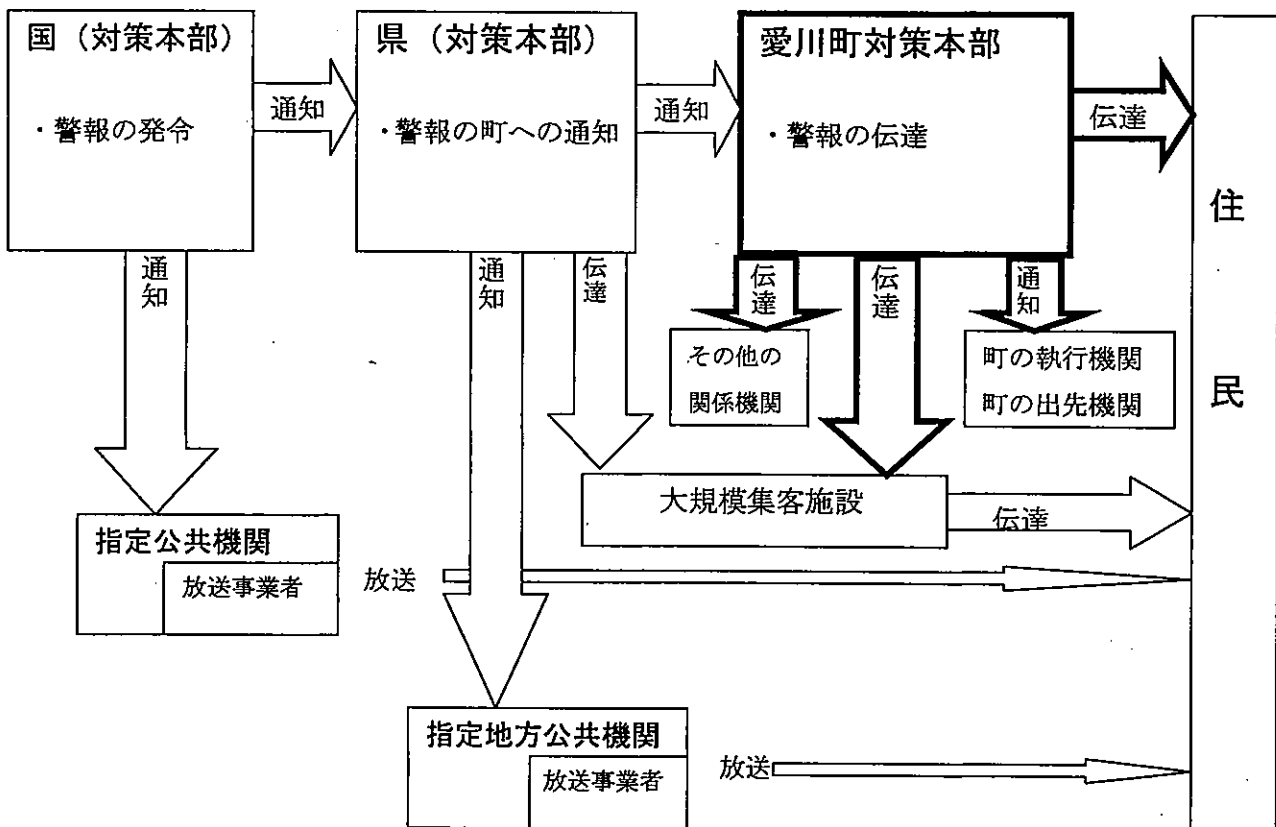
- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

【警報の通知及び伝達の流れ】



1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図るものとし、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

なお、ア及びイにおいて、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 町長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下、地域防災計画に基づく避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

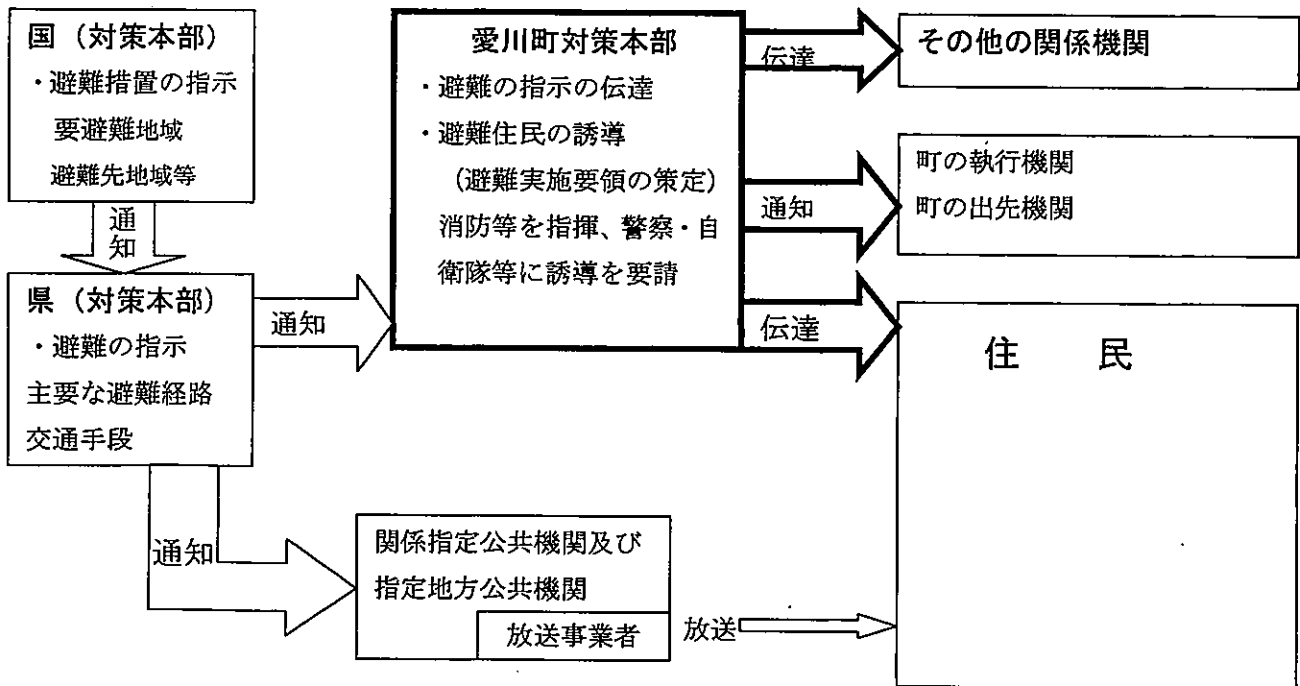
3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

【避難の指示の流れ】



1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民への伝達及び関係機関への通知を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

町長は、避難実施要領に次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載するものとする。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(ア) 避難の手段及び避難の経路

避難先への交通手段を明示するとともに、避難経路等を可能な限り具体的に記載する。

(イ) 一時集合場所

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の名称、住所等を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所等への交通手段について記載する。

(ウ) 集合時間

一時集合場所等への集合時間、避難先への出発時刻等を可能な限り具体的に記載する。

(エ) 要避難地域及び誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所等を可能な限り明示するとともに、自治会、学校、事業所など、地域の実情及び武力攻撃等の状況に応じて、避難の実施単位を記載する。

(オ) 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項など、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(ア) 職員、消防職員等の配置等

避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、職員並びに消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を記載する。

(イ) 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの災害時要援護者への対応方法を記載する。

(ウ) 食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それらの支援内容を記載する。

(エ) 残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(ア) 避難先

避難先となる施設の名称、住所、連絡先等を可能な限り具体的に記載する。

(イ) 携行品及び服装

避難に必要な携行品、服装等について記載する。

(ウ) 緊急連絡先

避難誘導から離脱してしまった場合など、問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、警察署長等及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

さらに、町長の命を受けた町職員等の避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による輸送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。この場合、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、輸送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

町長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町長は、国（環境省、農林水産省）が示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食品、飲料水、医療等が不足する場合には知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の基本的事項

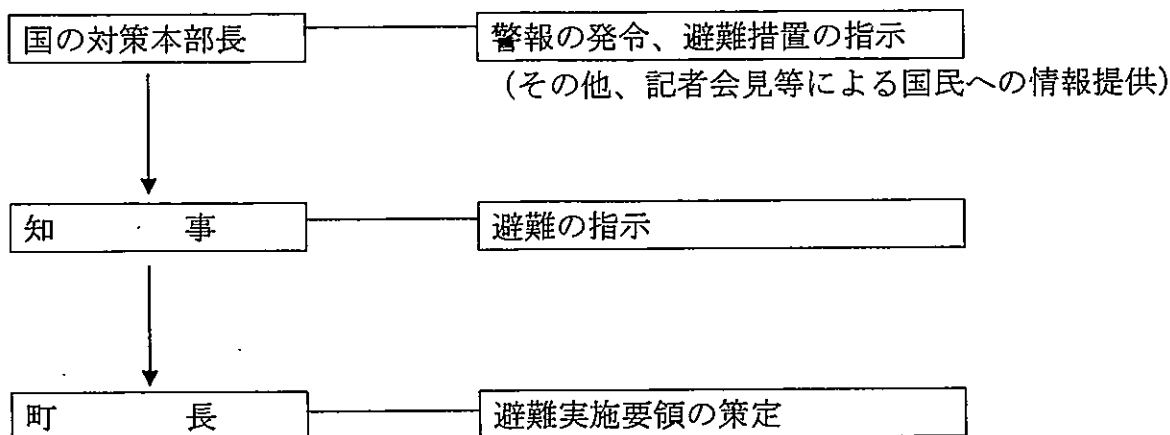
(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

(ア) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた

確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ・ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- ・ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

町長は、知事が実施する避難住民等の救援の補助を行うとともに、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うことも想定されることから、町は、次のとおり、救援に関して必要な事項を定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から町長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、町長が行うこととされた救援を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

町長は、前記(1)による町長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

2 救援の内容

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき、さらに愛川町地域防災計画(以下「町地域防災計画」という。)の内容を踏まえて、次のとおり救援を行う。

また、町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

(1) 避難所の供与

ア 避難所の開設

町は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定して、職員を配置し、施設の点検を行った後に避難所を開設する。

また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。

イ 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 町は、自主防災組織等の地域住民の代表、施設管理者、職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。

避難所の運営にあたっては、避難住民等に対する食品の給与及び飲料水の供給などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及び避難所の近隣の者の協力が得られるよう努める。

- (イ) 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保等に配慮する。
- (ウ) 町は、避難所における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。
- (エ) 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、関係機関と連携して対応するよう努める。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与

町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。町において処理できない場合は、県対策本部に広域応援を要請する。

イ 応急仮設住宅等の建設予定地

町は、応急仮設住宅等の建設に当たっては、公有の未利用地等を優先的に活用し、やむを得ない場合は、公園等の公共施設を活用する。なお、学校の敷地への建設は、他に適当な用地を確保できない場合などに限定する。

ウ 応急仮設住宅等への入居者募集

町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、災害時要援護者の入居に十分配慮する。

エ 公営住宅等への一時入居

町は、避難住民等の一時的入居のため、町営住宅の空家住宅を積極的に活用するよう努める。

オ 民間アパート等の活用

町は、民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設の管理者に対して、避難住民等の一時的入居について協力を要請する。

カ 住宅の応急修理

町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、武力攻撃災害により住家が半壊又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を実施する。

(3) 食品の給与及び飲料水等の供給

ア 応急給水

(ア) 町は、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽、鋼板プール等から給水に必要な水を確保する。

(イ) 給水は、あらかじめ指定した給水所、避難場所等において行う。また、水の確保が特に困難の予想される地域等においては、給水車による搬送給水を実施する。

(ウ) 被害の状況によっては、県対策本部に対して他の水道事業者からの応援等に係る要請を行う。

イ 医療用水等の提供

町は、医療用水が汚染し、又は断水したことにより、医療用水が得られなくなった医療機関に対し、応急給水を行うとともに、生活用水についても、必要最小限の

範囲で確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・供給

町は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行うとともに、備蓄食糧、関係団体との協定等により調達した食品等を避難住民等に供給する。調達が困難な場合は、県に対して支援を要請するとともに、必要に応じ、町長は、知事に対し、政府所有米穀等の提供や自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等の要請を行うよう求める。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

町は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行うとともに、備蓄生活必需品、関係団体との協定等により調達した生活必需品等を避難住民等に給与又は貸与する。また、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(5) 医療の提供及び助産

ア 町は、消防機関からの報告その他の情報から総合的に判断し、必要と認めた場合は、被災地付近の医療施設、学校等に救護所を設置する。

イ 町は、消防機関、避難所等から救護班の派遣を要請された場合は、厚木医師会に協力を要請し、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）、救急措置等を行うために救護班を派遣する。

ウ 町は、町において編成する救護班のみでは応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して、救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、知事を通じて、国、医療機関である指定公共機関等に対して、救護班の派遣を要請する。

エ 消防機関は、傷病者の搬送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

オ 町は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等や関係団体との協定等により調達した医薬品等を活用するとともに、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(6) 被災者の捜索及び救出

町は、消防機関、県警察と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(8) 学用品の給与

町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、

文房具、通学用品を給与する。

(9) 死体の捜索及び遺体の処理

ア 死体の捜索

町は、消防機関、厚木警察署と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索する。

また、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに厚木警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

(ア) 町は、武力攻撃災害時には、町立体育館に遺体収容所を開設する。ただし、遺体を収容できない状況が生じた場合は、他の公共施設を遺体収容所として開設する。また、町は、捜索により収容された遺体をその遺体収容所に搬送する。

(イ) 町は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達するほか、必要に応じて県に協力要請を行う。

(ウ) 町は、収容された遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

(エ) 厚木警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない場合は町に引渡すこととされており、その際、町は、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、町は、厚木警察署と協力して、遺族等への遺体の引渡し作業を行う。また、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(オ) 町は、身元の確認ができず厚木警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。

(10) 埋葬及び火葬

ア 町は、遺体の引取り人がいない場合、又は災害による混乱のため遺族等による遺体の処理ができない場合は、愛川聖苑で火葬の処理を行う。

イ 町は、災害により火葬施設が使用できない場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、火葬を行う。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場など、生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

3 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、町長は、これらの要請等を行うにあたっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

(ア) 町長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品、飲料水、生活必需品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該物資を収用することができる。

(イ) 町長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

(ウ) 町長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

町長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。

この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療実施の要請

町長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。

この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

町長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

町長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があ

るときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。

この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

町長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮する。

4 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援を実施する。

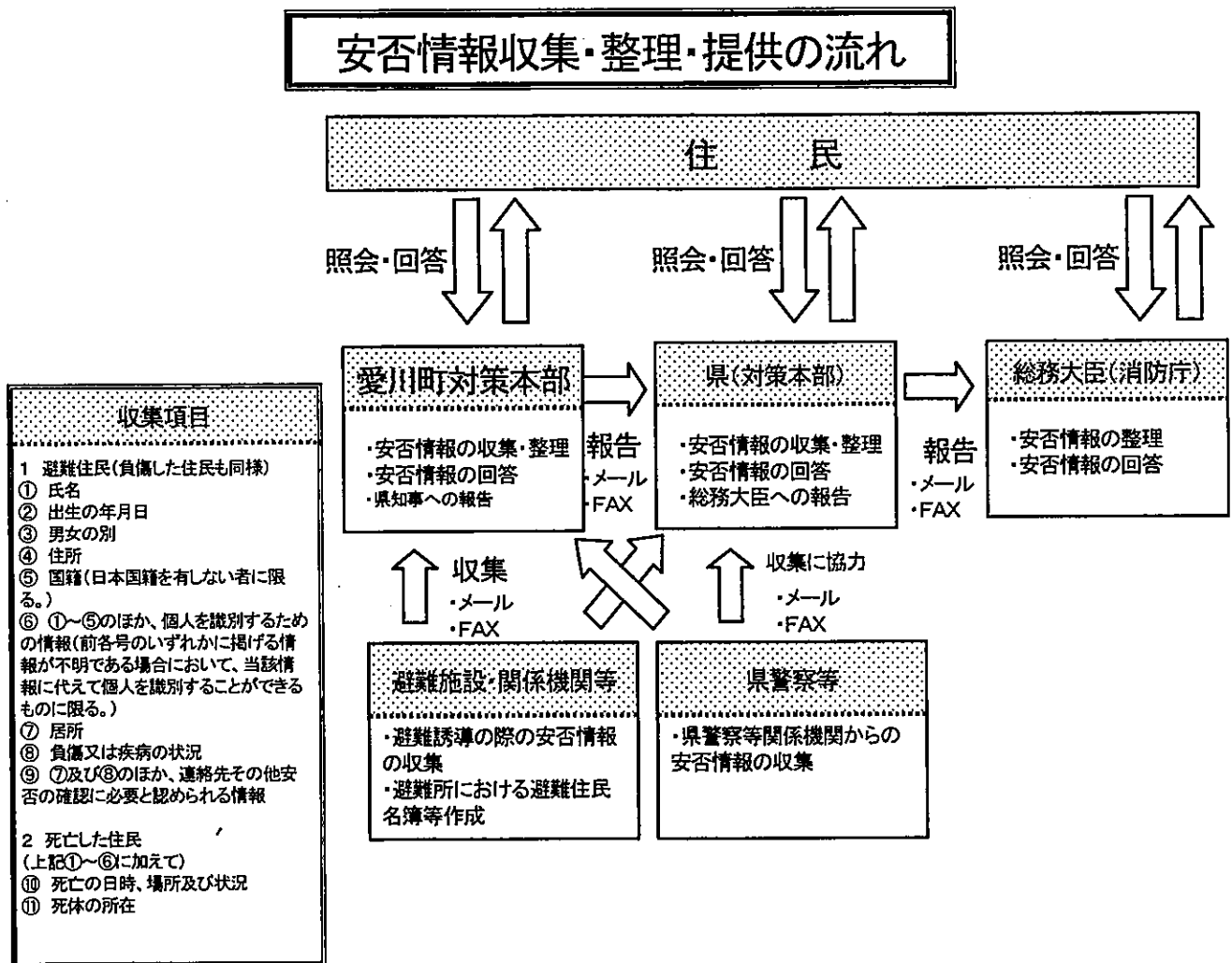
(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町に所在する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のため

に保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、

照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書の様式により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には町長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助

言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

町長は、警戒区域を設定したときは、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及

び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡体制を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 町長は、被災地でない場合において知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 町長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町は、必要に応じ、県警察その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】

ア 対象

町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの

イ 措置

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、前記(1)のア対象に対するイの(ア)から(ウ)までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める

第4 NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処等

町は、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処

町は、NBC（核・生物・化学）攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC（核・生物・化学）攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC（核・生物・化学）攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC（核・生物・化学）攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行

いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大防止

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由

3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合には、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC（核・生物・化学）攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 町は、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 町は、第1報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(4) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

町は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

町は、自らが管理する道路等を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

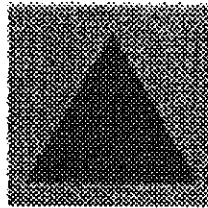
1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

町長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 町長

- ・町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における法制整備等を踏まえた復旧の実施

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

ア 町は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について町が責任を有するものに要する費用を支弁する。

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

町は、他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求める。

(3) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせたときは、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復

帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

愛川町国民保護計画

(資料編)

愛 川 町

目 次

1	条例	
1-1	愛川町国民保護協議会条例	1
1-2	愛川町国民保護対策本部及び愛川町緊急対処事態 対策本部条例	3
2	関係機関	
2-1	愛川町	5
2-2	神奈川県	7
2-3	指定行政機関	9
2-4	指定地方行政機関・自衛隊	11
2-5	国の機関	13
2-6	指定公共機関	14
2-7	指定地方公共機関	17
2-8	市町村	19
2-9	消防本部	21
2-10	その他関係機関	22
3	避難・救援に関する資料	
3-1	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき 事項についての基本的な考え方	23
3-2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律による救援の程度及び方法の基準	25
3-3	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並び に安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な 事項を定める省令	33
3-4	避難実施要領のパターン作成に当たって (避難マニュアル)	40

1 条 例

(

(

C

C

愛川町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、愛川町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、31 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

愛川町国民保護対策本部及び愛川町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 28 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、愛川町国民保護対策本部及び愛川町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 愛川町国民保護対策本部長（以下この条から第 6 条までにおいて「本部長」という。）は、愛川町国民保護対策本部（以下この条から第 4 条まで及び第 6 条において「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下この条及び第 5 条において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下この条、第 4 条及び第 5 条において「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、愛川町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 關係機關

(

(

C

C

1

2. 関係機関

2-1 愛川町

1 消防本部

課名	班名	電話番号	内線	FAX番号	防災行政無線	所在地
消防防災課	庶務班	046-285-3131 046-285-2111	32 3712	046-285-4091		〒243-0301 愛川町角田286-1
	予防警備班	046-285-3131 046-285-2111	33 3713	046-285-4091	3731	
	防災対策班	046-285-3131 046-285-2111	34・35 3716 3717	046-285-4091	3727	

2 各部課等

部局等名	課等名	班名	電話番号(直通)	防災行政無線	代表番号内線 (046-285-2111)
総務部	総務課	総務班	046-285-6968	3721	3216
		文書法制班			3220
		広報広聴班			3221
	企画政策課	企画政策班	046-285-6924		3233
		財政班			3236
行政推進課	行政管理班	046-285-6925	3726	3243	
	情報統計班			3244	
管財契約課	契約検査班	046-285-6926		3267	
	管財班			3262	
税務課		町民税班	046-285-6915	3724	3273
		資産税班	046-285-6916		3278
		収納班	046-285-6917		3284
民生部	福祉支援課	障害福祉班	046-285-6928	3722	3352
		地域福祉班			3353
	子育て支援課	児童福祉班	046-285-6932		3362
		母子保健班			3363
	健康長寿課	健康づくり班	046-285-6938		3338
		長寿いきがい班			3339
		介護保険班			3332
	国保医療課	医療給付班	046-285-6931		3372
		国保年金班			3378
	住民課	住民窓口班	046-285-6936		3312
交通防犯班		046-285-6937	3320		
住民相談班			3319		
建設部	都市施設課	都市計画班	046-285-6939		3444
		公園緑地班			3447
		建築班			3448
	道路課	道路管理班	046-285-6941	3725	3414
道路整備班		046-285-6942	3418		
国道対策班			3417		
下水道課	業務班	046-285-6946		3433	
	工務班			3432	
環境経済部	環境課	環境対策班	046-285-6947		3514
		廃棄物対策班			3512
	商工観光課	商工観光班	046-285-6948		3522
		勤労福祉班			3523
農政課	農政班	046-285-6952	3723	3532	
	農林土木班			3533	

教育委員会	教育総務課	学校教育班 庶務施設班	046-285-6957		3613 3612
	スポーツ文化振 興課	スポーツ振興班 文化振興班	046-285-6958		3633 3632
	生涯学習課	生涯学習班 青少年教育班	046-285-6959		3643 3642
議会事務局		議事班 庶務班	046-285-6927		3152
農業委員会事 務局		庶務農地班	046-285-6953		3542
監査委員事務局		監査班			3250
収入役室		会計班	046-285-6967		3580
水道事業所		業務班 工務班	046-285-6965		3487 3482

3 町出先機関等

NO.	名称	所在地	電話番号	担当課
1	半原出張所	愛川町半原105	046-281-1111	民生部住民課
2	中津出張所	愛川町中津745-4	046-285-0004	民生部住民課
3	愛川聖苑(火葬場)	愛川町棚沢941-1	046-285-9411	民生部住民課
4	福祉センター	愛川町角田257-1	046-285-6929	民生部福祉課
5	保健センター	愛川町角田251-1	046-285-2111	民生部健康づくり課
6	美化プラント(ごみ処理場)	愛川町三増1656-2	046-281-2258	環境経済部環境課
7	衛生プラント(し尿処理場)	愛川町中津5188	046-286-2841	環境経済部環境課
8	愛川町文化会館	愛川町角田250-1	046-285-2111	教育委員会生涯学習課
9	半原公民館(ラビンプラザ)	愛川町半原485-1	046-285-0177	教育委員会生涯学習課
10	中津公民館(レディースプラザ)	愛川町中津293-3	046-285-1600	教育委員会生涯学習課
11	消防署	愛川町角田286-1	046-285-3131	消防署
12	消防署半原分署	愛川町半原1620	046-281-1112	消防署

2-2 神奈川県

1 安全防災局

室課名	班名	電話番号 FAX番号	防災行政無線	所在地
安全防災総務課	総務班	045-210-3414 045-210-8829	2200	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
	企画調整班	045-210-3418 045-210-8829	2200	
災害消防課	計画班	045-210-3425 045-210-8829	2202 2193	
	応急対策班	045-210-3430 045-210-8829	2210 2193	
	消防・地域防災班	045-210-3436 045-210-8829	2205	
工業保安課	エルピーガス・火薬・電気班	045-210-3475 045-210-8830		
	コンビナート班	045-210-3479 045-210-8830	2125	
	一般高圧ガス班	045-210-3484 045-210-8830		
当直		045-210-3456 045-201-6409	2203 2191	

2 各部局等

部局等名	室課名	電話番号 FAX番号	防災行政無線	所在地	
総務部	総務課 総務班	045-210-2125 045-210-8816	2100	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	
企画部	企画総務課 総務班	045-210-3018 045-210-8817	2110		
県民部	県民総務課 総務班	045-210-3615 045-210-8831	2115		
環境農政部	環境農政総務課 総務班	045-210-4021 045-210-8844	2140		
保健福祉部	保健福祉総務課	総務班	045-210-4618 045-210-8856		2130
		健康危機管理班	045-210-4634 045-633-3770		2135
商工労働部	商工労働総務課 総務班	045-210-5515 045-210-8867	2145		
県土整備部	県土整備総務課 総務班	045-210-6015 045-210-8878	2241		
出納局	総務課 総務班	045-210-6714 045-210-8892	2270		
議会局	総務課 総務班	045-210-7524 045-210-8907	2170		
企業庁	経営局総務課 総務福利班	045-210-7015 045-210-8900	2160		
病院事業庁	県立病院課 総務班	045-210-6818 045-210-8865	2134		
教育局	総務課 総務班	045-210-8020 045-210-8920	2175		
人事委員会事務局	総務課 総務班	045-210-8413 045-210-8925			
監査事務局	総務課	045-210-8464 045-210-8926			

労働委員会事務局	総務課	総務班	045-210-8524 045-210-8927		
警察本部	災害対策課		045-211-1212 (内)5775~6 045-212-0796	2181	〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

3 地域県政総合センター等

センター名	部課名	電話番号 FAX番号	防災行 政無線	所在地
総合防災センター	企画運営課	046-227-0001 046-227-0027	3232	〒243-0026 厚木市下津古久280
横須賀三浦地域県政総合センター	企画県民部 安全防災課	046-823-0210 046-824-2459	4176 4191	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19
県央地域県政総合センター	企画県民部 安全防災課	046-224-1111 046-225-1743	3106 3191	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
湘南地域県政総合センター	企画県民部 安全防災課	0463-22-2711 0463-23-0599	5176 5191	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
足柄上地域県政総合センター	企画県民部 安全防災課	0465-83-5111 0465-83-4591	6102 6191	〒258-0021 開成町吉田島2489-2
西湘地域県政総合センター	企画県民部 安全防災課	0465-32-8000 0465-32-8111	7110 7191	〒250-0042 小田原市荻窪350-1
県北地域県政総合センター	企画県民部 安全防災課	042-784-1111 042-780-0596	8104 8191	〒220-0207 相模原市津久井町中野937-2

4 その他県関係機関

NO.	名称	所在地	電話番号
1	神奈川県厚木保健福祉事務所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
2	神奈川県厚木土木事務所	厚木市田村町2-2-8	046-223-1711
3	神奈川県相模川総合整備事務所	厚木市田村町2-2-8	046-223-1711
4	神奈川県企業庁水道局厚木水道営業所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111

5 警察

NO.	名称	所在地	電話番号
1	神奈川県厚木警察署	厚木市上依知2-3-1	046-223-0110
2	神奈川県厚木警察署半原交番	愛川町半原4454-2	046-281-0204
3	神奈川県厚木警察署工業団地交番	厚木市上依3001	046-285-1655
4	神奈川県厚木警察署田代駐在所	愛川町田代433-3	046-281-2315
5	神奈川県厚木警察署高峰駐在所	愛川町三増764	046-281-2393
6	神奈川県厚木警察署中津交番	愛川町中津744-1	046-285-0028
7	神奈川県厚木警察署春日台駐在所	愛川町春日台3-6-35	046-285-5323

2-3 指定行政機関

機関名	室課名	所在地
内閣府	大臣官房企画調整課	〒330-9724 千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会		〒231-0003 千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	〒100-8795 千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	〒330-9713 千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房総務課	〒231-0003 千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	〒231-0003 千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室	〒371-8508 千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	〒330-9715 千代田区霞が関1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	〒330-9715 千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	〒330-9724 千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	〒231-8412 千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室	〒102-0074 千代田区丸の内2-5-1
文化庁		〒359-0042 千代田区丸の内2-5-1
厚生労働省	社会・援護局総務課	〒100-0004 千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	給食食料局食料企画課	〒231-0862 千代田区霞が関1-2-1
林野庁		〒231-8818 千代田区霞が関1-2-1
水産庁		〒178-8501 千代田区霞が関1-2-1
経済産業省		〒238-0046 千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	〒350-1394 千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	長官官房官房参事官室	〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
原子力安全・保安院	企画調整課	〒100-8986 千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	危機管理室	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1
気象庁	総務部総務課	〒100-8122 千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課	〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

防衛省	運用局運用課	〒231-8401 新宿区市谷本村町5-1
防衛施設庁	総務部総務課企画室	〒231-8401 新宿区市谷本村町5-1

2-4 指定地方行政機関・自衛隊

機関名	室課名	所在地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
横浜防衛施設局	総務部総務課	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
関東総合通信局	総務課	〒100-8795 東京都千代田区丸の内1-6-1
関東財務局	横浜財務事務所総務課	〒231-8412 横浜市中区北仲通5-57
横浜税関	総務部総務課	〒231-8401 横浜市中区海岸通1-1
関東信越厚生局	総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
神奈川労働局	総務部総務課	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57
関東農政局	神奈川事務所総務課	〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57
関東森林管理局	企画調整室	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東東北産業保安監督部	管理課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東地方整備局	企画部防災課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
関東運輸局	交通環境部情報・防災課	〒231-8412 横浜市中区北仲通5-57
東京航空局	航空保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15
東京航空交通管制部	総務課	〒359-0042 埼玉県所沢市並木1-12
横浜地方气象台	防災業務課	〒231-0862 横浜市中区山手99
第三管区海上保安本部	総務部総務課	〒231-8818 横浜市中区北仲通5-57

陸上自衛隊東部方面總監部	防衛部	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊横須賀地方總監部	防衛部	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊中部航空方面隊司令部	防衛部運用課運用2班	〒350-1394 狭山市稻荷山2-3
自衛隊神奈川地方連絡部	地域連絡広報室	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

2-5 国の機関

NO.	名称	電話番号
1	国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所	相模原市津久井町青山字南山2145-50
2	農林水産省関東農政局神奈川農政事務所	海老名市河原口509
3	陸上自衛隊座間分屯地第4施設群	相模原市津久井町青山字南山2145-50

2-6 指定公共機関

機関名	室課名	所在地
日本赤十字社	神奈川県支部事業部救護課	〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
独立行政法人国立病院機構	本部総務部広報文書課	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21
東日本高速道路株式会社	関東支社管理事業部事業統括チーム	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14
首都高速道路株式会社	保全・交通部防災対策グループ	〒100-8930 東京都千代田区霞ヶ関1-4-1
中日本高速道路株式会社	横浜支社管理事業部事業統括チーム	〒100-8930 横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館
東京電力株式会社	神奈川支店総務部総務グループ	〒231-0007 横浜市中区弁天通1-1
電源開発株式会社	火力事業部磯子火力発電所	〒235-0017 横浜市磯子区新磯子町37-2
東京瓦斯株式会社	神奈川導管事業部計画推進部技術グループ	〒220-0024 横浜市西区西平沼5-55
小田急バス株式会社	運輸部運行管理課	〒182-8567 東京都調布市仙川町2-19-5
神奈川中央交通株式会社	運輸部運転課	〒251-0811 平塚市八重咲町6-18
京浜急行バス株式会社	総務部総務担当	〒108-0074 東京都港区高輪2-20-20
東急バス株式会社	総務部総務課	〒153-8518 東京都目黒区大橋1-5-3
東都観光バス株式会社	相模営業所	〒228-0002 座間市小松原1-23-27
日本貨物鉄道株式会社	関東支社総務部	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-13-1
東海旅客鉄道株式会社		〒450-6101 名古屋市中村区名駅1-1-4
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社総務部総務課	〒220-0023 横浜市西区平沼1-40-26
小田急電鉄株式会社	鉄道技術部	〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3

京王電鉄株式会社	鉄道事業本部管理担当	〒206-8502 東京都多摩市関戸1-9-1
京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全対策担当	〒108-8625 東京都港区高輪2-20-20
相模鉄道株式会社	鉄道カンパニー計画部安全対策担当	〒220-0004 横浜市西区北幸2-9-14
東京急行電鉄株式会社	鉄道事業本部事業統括部総括課	〒150-8533 東京都渋谷区神泉8-16
井本商運株式会社	営業部	〒650-0034 兵庫県神戸市中央区京町70
近海郵船物流株式会社	総務部総務課	〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-20 天王洲郵船ビル
佐川急便株式会社	労務運行管理部	〒136-0075 京都府京都市南区上鳥羽角田町68
西濃運輸株式会社	営業企画管理室	〒503-0853 岐阜県大垣市田口町1
日本通運株式会社	横浜支店総務	〒231-8404 横浜市中区海岸通3-9
福山通運株式会社	東京支店総務課	〒135-0044 東京都江東区越中島3-6-15
ヤマト運輸株式会社	社会貢献部安全環境課	〒104-8125 東京都中央区銀座2-16-10
東日本電信電話株式会社	神奈川支店設備部災害対策室	〒231-0035 横浜市中区山下町198 NTT横浜ビル3F
KDDI株式会社	運用本部運用管理部	〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル
ソフトバンクテレコム株式会社	総務部	〒105-7316 東京都港区東新橋1-9-1
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	神奈川支店ネットワーク部	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい4-7-3
ソフトバンクモバイル株式会社	総務部コーポレートセキュリティ室	〒105-6205 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー
日本放送協会	横浜放送局放送部	〒231-8324 横浜市中区本町1-4
株式会社テレビ朝日	報道企画部	〒106-8001 東京都港区六本木6-9-1
株式会社テレビ東京	総務局	〒105-8012 東京都港区虎ノ門4-3-12

株式会社東京放送	総務部総務課	〒107-8006 東京都港区赤坂5-3-6
株式会社フジテレビジョン	報道局社会部	〒137-8088 東京都港区台場2-4-8
日本テレビ放送網株式会社	報道局ニュース制作部	〒105-7444 東京都港区東新橋1-6-1
株式会社日経ラジオ社	編成局	〒107-8373 東京都港区赤坂1-9-15
株式会社ニッポン放送	編成局報道部	〒100-8439 東京都千代田区有楽町1-9-3
株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ	経営企画室	〒107-8006 東京都港区赤坂5-3-6
株式会社文化放送	編成局報道制作部	〒160-8002 東京都新宿区若葉1-5
日本銀行	横浜支店総務課	〒231-8710 横浜市中区日本大通20-1
日本郵政公社	横浜中央郵便局総務課	〒220-8799 横浜市西区高島2-14-2

3-7 指定地方公共機関

機関名	室課名	所在地
社団法人神奈川県医師会	地域保健課	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
社団法人神奈川県歯科医師会	事務局事業課	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
社団法人神奈川県薬剤師会	管理課	〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11
社団法人神奈川県看護協会	総務課	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1
神奈川県道路公社	業務部業務課	〒235-0007 横浜市磯子区西町14-3
厚木瓦斯株式会社	供給部供給課	〒243-0014 厚木市旭町4-15-33
小田原瓦斯株式会社	供給部供給管理課	〒250-0001 小田原市扇町1-30-13
二宮ガス株式会社	二宮営業所	〒259-0133 二宮町百合が丘2-50
秦野瓦斯株式会社	供給部	〒257-0033 秦野市室町2-11
湯河原瓦斯株式会社	企画課	〒259-0303 湯河原町土肥1-13-11
社団法人神奈川県バス協会		〒231-0011 横浜市中区太田町1-10
伊豆箱根鉄道株式会社	総務部総務課	〒411-8533 静岡県三島市大場300
江ノ島電鉄株式会社	総務部総務課	〒251-0035 藤沢市片瀬海岸1-8-16
湘南モノレール株式会社	総務部総務課	〒248-0022 鎌倉市常盤18
箱根登山鉄道株式会社	鉄道部	〒250-0045 小田原市城山1-15-1
横浜高速鉄道株式会社	経営管理部庶務課	〒231-0861 横浜市中区元町1-11
横浜新都市交通株式会社	総務課	〒236-0003 横浜市金沢区幸浦2-1-1

社団法人神奈川県トラック協会	業務部	〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	総務部総務課	〒231-8611 横浜市中区長者町5-85
株式会社テレビ神奈川	報道部	〒231-8001 横浜市中区太田町2-23
横浜エフエム放送株式会社	メディア本部情報統括部	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい2-2-1

2-8 市町村

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	防災行 政無線	所在地
横浜市	安全管理局危機管理室	045-671-3456 045-663-3382	2701 2700	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
川崎市	総務局危機管理室	044-200-2850 044-200-3972	2721 2720	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
横須賀市	企画調整部市民安全課	045-822-8410 045-827-3151	4603 4600	〒238-8550 横須賀市小川町11
平塚市	防災安全部防災課	0463-21-9734 0463-21-9607	5609 5600	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌倉市	防災安全部総合防災課	0467-23-3000 (内)2627 0467-23-3373	4637 4620	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	総務部災害対策課	0466-22-0700 0466-50-8401	5622 5620	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災危機管理部防災対策課	0465-33-1855 0465-33-1858	7601 7600	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	防災安全部防災対策課	0467-82-1111 (内)3281 0467-82-1540	5649 5640	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	企画部防災課	046-873-1111 (内)331 046-873-4520	4649 4650	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
相模原市	総務部防災対策課	042-769-8208 042-769-8326	3601 3610	〒229-8611 相模原市中央2-11-15
三浦市	行政管理部危機管理課	046-882-1111 046-882-1161	4663 4660	〒238-0298 三浦市城山町1-1
秦野市	環境農政部地域安全課	0463-82-5111 (内)2375~7 0463-82-6793	5669 5660	〒257-8501 秦野市曾屋757番地
厚木市	安心安全部防災対策課	046-225-2197 046-223-0173	3629 3620	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	企画部防災対策課	046-260-5777 046-261-4592	3645 3650	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	消防本部防災課	0463-95-2119 (内)243 0463-91-4325	5696 5690	〒259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
海老名市	企画部生活安全課	046-235-4790 046-233-9118	3663	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	市民部安全対策課	046-252-7395 046-252-7773	3689 3680	〒228-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	市民部防災課	0465-73-8055 0465-72-1328	6609 6600	〒250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	環境市民部市民協働安全課	0467-70-5641 0467-70-5701	3704 3700	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉山町	総務部企画課	046-876-1111 046-876-1717	4689 4680	〒240-0112 葉山町堀内2135
寒川町	町民部防災交通課	0467-74-1111 0467-74-9141	5709 5700	〒253-0196 寒川町宮山165
大磯町	町民福祉部防災対策担当	0463-61-4100 0463-61-1991	5729 5730	〒255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	総務部企画室	0463-71-3311 0463-73-0134	5743 5750	〒259-0196 二宮町二宮961
中井町	民生部防災環境課	0465-81-1115 0465-81-4676	6622 6620	〒259-0197 中井町比奈窪56

大井町	防災安全室	0465-85-5002 0465-82-9965	6649 6640	〒258-8501 大井町金子1995
松田町	総務部庶務課	0465-83-1221 0465-83-1229	6669 6660	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	町民福祉部環境防災課	0465-75-3643 0465-76-4564	6689 6680	〒258-0195 山北町山北1301-4
開成町	町民サービス部環境防災課	0465-84-0314 0465-82-5234	6711 6700	〒258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部防災課	0460-5-9562 0460-5-7577	7629 7620	〒250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	環境防災課	0465-68-1131 (内)341 0465-68-5119	7709 7700	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯河原町	総務部防災課	0465-63-2111 (内)270~272 0465-62-1991	7729 7730	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
清川村	総務部総務課	046-288-1212 046-288-1767	3749 3740	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216

2-9 消防本部

名称	電話番号 FAX番号	防災行政 無線	所在地
横浜市安全管理局	045-334-6751 045-331-5221	2741 2740	〒241-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
川崎市消防局	044-223-1199 044-223-2619	2751 2750	〒210-8565 川崎市川崎区南町20-7
横須賀市消防局	046-822-0119 046-823-3920	4609 4600	〒238-8550 横須賀市小川町11
平塚市消防本部	0463-21-3240 0463-24-0119	5608 5610	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌倉市消防本部	0467-25-7550 0467-24-1150	4629 4620	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜4-1-10
藤沢市消防本部	0466-22-8182 0466-22-8184	5629 5620	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市消防本部	0465-49-4410 0465-49-2591	7616 7610	〒250-0813 小田原市前川183-18
茅ヶ崎市消防本部	0467-85-4591 0467-85-1112	5656 5650	〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑1280-3
逗子市消防本部	046-871-0119 046-872-4330	4656 4650	〒249-0005 逗子市桜山2-3-31
相模原市消防本部	042-751-9111 042-751-9112	3603 3600	〒229-0039 相模原市中央2-2-15
三浦市消防本部	046-882-0119 046-881-0846	4676 4670	〒238-0236 三浦市栄町24-7
秦野市消防本部	0463-81-0119 0463-83-0022	5676 5670	〒257-0031 秦野市曾屋757
厚木市消防本部	046-221-2331 046-223-8251	3636 3630	〒243-0003 厚木市寿町3-4-10
大和市消防本部	046-261-1119 046-262-0119	3656 3650	〒242-0018 大和市深見西4-4-6
伊勢原市消防本部	0463-95-2119 0463-91-4325	5696 5690	〒259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
海老名市消防本部	046-231-0355 046-234-7541	3664 3660	〒243-0411 海老名市大谷816
座間市消防本部	046-256-2211 046-256-2215	3696 3690	〒228-0021 座間市緑ヶ丘6-1-15
綾瀬市消防本部	0467-76-0119 0467-77-9200	3709 3700	〒252-1103 綾瀬市深谷3850-2
葉山町消防本部	046-876-0119 046-876-1263	4689 4680	〒240-0112 葉山町堀内2050
寒川町消防本部	0467-75-8000 0467-75-8080	5708 5710	〒253-0106 寒川町宮山396
大磯町消防本部	0463-61-0911 0463-61-7412	5736 5730	〒255-0003 大磯町大磯1075
二宮町消防本部	0463-72-0015 0463-72-0117	5756 5750	〒259-0131 二宮町中里711-1
箱根町消防本部	0460-2-4511 0460-7-0911	7636 7630	〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1
湯河原町消防本部	0465-63-5121 0465-63-7666	7736 7730	〒259-0303 湯河原町土肥1-5-22
足柄消防組合消防本部	0465-84-0119 0465-82-7330	6721 6720	〒250-0106 南足柄市怒田40-1

2-10 その他関係機関

NO.	名 称	所 在 地
1	厚木医師会	厚木市厚木町6-1-203厚木メジカルセンター
2	愛川郵便局	愛川町角田145
3	東京電力(株)神奈川支店平塚支社	平塚市追分1-4
4	神奈川中央交通(株)厚木営業所	厚木市及川2-2-1
5	内陸工業ガス(株)	厚木市上依知3014
6	(社)神奈川県トラック協会相模地区	愛川町中津4077-3
7	県央愛川農業協同組合	愛川町中津747
8	神奈川県内陸工業団地協同組合	厚木市上依知3001

3 避難・救援に関する 資料

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物管理室、
農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸送対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼育状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸送した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活動等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体との連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸送対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸送した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸送した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸送した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救護活動等を行うこと。

- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

- 3 緊急対処事態における動物の保護等
緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成十六年厚生労働省告示第三百四十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用上、消耗器材費、

建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、之に収容することができること都市、一戸あたりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸あたりの規模は、二十九．七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用上、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受け

るおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九、七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千九百円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万三千三百円	七万五千六百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（付属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千元以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用するものを給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借用費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千

三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び
回答の手續その他の必要な事項を定める省令

平成十七年総務省令第四十四号

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により

交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書きの場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事項のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(失向)の軽重	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡のための必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考
 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されてい
 る場所」を記入すること。
 5 ⑭～⑯の希望又は同意欄は、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を
 「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申請者 住所（居所） _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ _____ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に(遺体が安置されている場所)を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）】

基本指針の記載（P27第4章第1節の4から抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。その際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。

○ 避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市（町村）の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

町において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

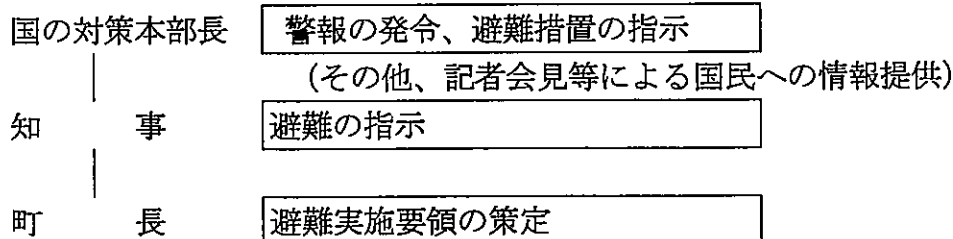
かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

弾道ミサイル攻撃の場合

- 1 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- 2 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- (1) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- (2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

愛 川 町 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

- (1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。
- (2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- (3) 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該場所から離れるよう周知すること。
- (5) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- (6) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- (7) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

3 その他の留意点

- (1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先

における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

(2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- 1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- 2 その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- 3 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領(一例)

愛川町長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、愛川町○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

愛川町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、愛川町○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の愛川町○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員(消防職員含む。)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う

こととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、町保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道412号(予備として県道○○号及び○○号を使用)

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するよう呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

(1) バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

(2) バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は、別に示す。

(3) 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

(4) 町対策本部設置場所：愛川町消防本部

(5) 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、愛川町〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

(昼間における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領(一例)

愛川町長

○月○日○時現在

1 事態の状況

○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある(○日○時現在)。

2 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、……

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

5 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領(一例)

愛川町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の愛川町○○番地の地域及びその風下となる地域(○○番地～○○番地)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○番地～○○番地の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 町における体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3. 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- (1) 町対策本部設置場所：愛川町消防本部
- (2) 現地調整所設置場所：○○

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(避難誘導における留意点)

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 町の対策本部は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整

所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また、現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

- 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に町の職員を「連絡員」として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - 1 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置

- 2 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - 3 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - 4 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	（制度を周知した上で、）自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市（町村）が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）より

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性のあることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした

。)

- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 町においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

愛川町国民保護計画

平成19年4月

編集発行 愛川町消防本部消防防災課

神奈川県愛甲郡愛川町角田286-1

〒243-0301 Tel. 046-285-3131

10000

10000

10000

10000

